

平成29年度

認可保育所等整備計画募集に係る事前協議書の  
提出について（事前協議要項）（案）

旭 川 市

## 1 認可保育所等整備計画募集の概要

旭川市が平成29年度に実施する施設整備の補助事業を活用して、既存の保育所（保育所型認定こども園を含む）、幼保連携型認定こども園及び幼稚園（幼稚園型認定こども園を含む）（以下「保育所等」という）の2・3号定員増を伴う増改築（全面及び一部）、増築及び分園整備を希望する整備事業者の募集を行いますので、整備を計画する法人は、本事前協議要項の内容を確認していただき、保育所等整備に係る事前協議書（以下「事前協議書」という。）を提出してください。事前協議書を提出した事業者は、後日、お示しする「整備計画要項」に基づき、認可保育所等整備計画書（以下「整備計画書」という。）を提出していただき、提出された整備計画書を基に予算措置を行います。

## 2 保育所等増改築事業の考え方

旭川市の喫緊の課題である、待機児童の解消を図ることを目的として、既存施設の定員増により保育の供給量を確保するとともに、原則、老朽化している施設の増改築によって入所児童の安全確保及び保育環境の改善を図ることを目的とする。

## 3 募集要件について（平成30年4月までに新園舎供用開始予定）

保育所等整備交付金等を活用した保育所等整備事業で、「5 整備及び施設要件」の条件を満たす保育所等のうち、以下の条件に従い整備が可能な保育所等を募集します。

### (1) 幼稚園（機能）部分についての補助制度について

平成29年度においては幼稚園（機能）部分に係る補助は予定していないため、幼稚園（機能）部分の整備については自己資金での整備となることから、慎重に判断すること。

### (2) 定員増数

既存の2・3号定員により以下のとおりの定員増を行うこと。

ア 既存2・3号定員 ～ 99人 2・3号定員増15人以上

イ 既存2・3号定員100人～ 2・3号定員増10人以上

### (3) 1号定員数

保育所から認定こども園への移行を計画する場合は、1号定員の整備後の定員9人を限度とする。また、学校法人立以外の認定こども園及び平成29年4月1日までに学校法人立の保育所から移行した認定こども園については、平成29年4月1日時点の1号定員を増加させてはならない。

## 4 設置者の申込資格

下記「5 整備及び施設要件」の条件を満たす旭川市内で平成28年3月31日時点において、保育所等を設置・運営している社会福祉法人、学校法人又は公益財団法人であること。

## 5 整備及び施設要件

以下の（１）～（５）の全てを満たすこととする。

（１）次のいずれかに該当すること。

ア 老朽民間児童福祉施設等の整備について（平成20年6月12日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知。）に定めるところにより行われた老朽度調査（以下「老朽度調査」という。）により、木造にあつては5,500点以下、それ以外の構造にあつては現存率が70%以下であるとの調査結果が出ており、施設を全面的に増改築する整備計画であること。

イ 老朽度調査又は耐震診断調査の結果、問題ない旨の結果※がでている既存建物（ただし、木造の建物は不可）を一部増改築する計画又は増築する計画若しくは分園を設置する計画であること。

※老朽度調査結果においては現存率が70%を超える数値であること。また、耐震診断結果を用いる場合は、 $I_s$  値0.7以上であること。

（２）行政による監査指導結果について、以下のいずれかに該当すること

ア 行政処分がない。

イ 文書指導事項はあるが、現在は改善されている。

（３）仮設施設を要する整備については、仮設用地の確保の見込があること。

（４）分園整備については、整備の実施に当たり用地の確保の見込があること。

（５）平成30年4月1日から新園舎の供用を開始できること。

## 6 整備計画に係る留意事項等

整備を計画する際には以下の事項について確認し、遵守（順守）すること。なお、既存施設を活用する整備計画においてはカからコは努力目標とすること。

ア 建築基準法，児童福祉法，都市計画法，消防法，景観法及びそれらの関連法令の定めるところに従うこと。

イ 計画する施設に応じて、「旭川市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例」及び「旭川市私立保育所設置認可等要綱」，「旭川市幼保連携型認定こども園の学級の編制，職員，設備及び運営の基準に関する条例」及び「旭川市幼保連携型認定こども園設置認可等要綱」並びに「北海道認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営の基準を定める条例」等の定めに従うこと。

ウ 増築，一部増改築，分園整備を計画する施設についても，整備後の施設は「既存施設」とならないことから，施設整備後においては，乳児1人当たりの必要面積要件の経過措置はないものとして計画すること。つまり，全ての整備計画において，0歳児1人当たりの基準上必要な面積は3.30㎡として整備を計画すること。

エ 乳児室，ほふく室，保育室及び遊戯室について，基準上必要な面積とは「有効内法面積」（以下「有効面積」という。）とする。なお，有効面積とは「内法面積から造付

- け・固定造作物（児童が活用できない面積）を除いた面積」である。
- オ 調理設備・調乳設備の構造等について，設備や図面を確定する前にあらかじめ旭川市保健所（衛生検査課食品保健係）に相談し，その指導に従うこと。
- カ 乳児用設備として，調乳の設備を設けること。原則，調理室とは別個に設けること。
- キ 乳児用設備として，沐浴設備を設けること。
- ク 職員専用の便所を設置すること。また，調理員用は別に設置すること。
- ケ 2歳以上児が使用可能な便器及び手洗い場を備えた便所を設けること。便器の数の目安は，2歳以上児10人当たり1個とする。便器の間には仕切りを設けること。
- コ 2歳未満児の使用が可能な便器及び手洗い場を備えた便所を設置すること。沐浴室等と同一のスペースでも可とする。また，汚物処理設備を設けること。
- サ 保育室等を2階以上に設ける場合は，市が定める条例に従うことはもとより，保育室等，廊下，便所，テラス等乳幼児が通行，出入りする場所には乳幼児の転落を防止するためのネット，柵等を設け，又は窓の開閉を乳幼児が行なえないようにする等の設備が必要である。また，階段については，乳幼児が1人で昇降しないよう降り口に乳幼児が開閉できない柵を設ける等，乳幼児の転落防止に十分留意すること。
- シ 室内空气中化学物質測定検査のスケジュールを考慮した施工計画を行うこと。
- ス 施設を利用する保護者はもとより地域との信頼関係を築けるよう，分かりやすく誠意をもって地域住民，町会関係者等の方々へ説明を行うこと。

#### 7 特別保育事業及び放課後児童クラブの実施について

今回の整備計画において，特別保育事業及び放課後児童クラブ（以下「特別保育事業等」という。）の実施を計画する場合は以下の条件とする。なお，特別保育事業等については，運営費等の補助について事業採択できない場合もある。

##### (1) 一時預かり事業（一般型）の実施を計画する場合

ア 10人程度の専用室（有効面積30.00㎡程度）を設けること。整備計画書提出後においては，事業者の都合による実施の辞退は認めないこととする。

##### (2) 特別支援保育事業の実施を計画する場合

ア 事業者からの整備計画書提出後においては，事業者の都合による実施の辞退は認めないこととする。

##### (3) 放課後児童クラブを施設に併設させる計画の場合

ア 今回の整備計画において，放課後児童クラブを施設に併設させる場合は，事前協議書の提出後，別に旭川市と協議することとする。また，計画していない事業者においても旭川市と協議していただく場合もある。

※計画する際の注意事項：専用室（専用室の面積は有効面積で児童1人当たり1.8㎡程度とすること）及び小学生に対応できる各種衛生設備を専用で設けること。なお，便所については20人毎に1個を目安とすること。

8 保育所等整備のスケジュール（予定であり，変更となる場合がある。）

新園舎の供用開始を平成30年4月1日とします。

平成28年 8月22日頃 審査基準公表

平成28年 8月31日（水）事前協議書提出期限

平成28年11月 1日（火）整備計画書提出期限

平成28年11月下旬 旭川市子ども・子育て審議会児童福祉施設等整備部会での審査

平成29年 2月 市議会へ予算案の提出

平成29年 3月末 予算案の議決，事業者へ報告

平成29年 4月 内示申請（市→国），内示承認（国→市），事業着手

平成30年 2月下旬 園舎完成，変更認可・確認申請

平成30年 3月上旬 既存園舎解体（年度内完了）

9 申込書類

指定する期日までに事前協議書を提出していただきます。提出方法については持参によることとします。【期限厳守】

(1) 事前協議書

ア 提出期限 平成28年8月31日（水） 17時まで  
期日までに持参すること。

イ 提出部数 正本1部 副本2部

ウ 提出時の注意 「事前協議書」の提出がない場合，「整備計画書」の提出はできませんので，整備計画を予定する事業者は必ず提出してください。

エ 「事前協議書」の提出後に応募の辞退を行う場合は，任意の様式にて書面により申し出るものとします。

10 提出先等

書類の提出先及びお問合せ先

〒070-8525 旭川市7条通10丁目 旭川市役所第二庁舎5階

旭川市子育て支援部こども育成課こども育成係

☎電話：0166-25-9844 FAX：0166-26-5722

(1) その他，本要項以外で特に必要がある事項については，別に市長が定める。

(2) 応募後に募集要件を満たさなくなった場合（又は満たしていないと市長が判断した場合）については，応募を無効とする。

11 その他

下記に現在の審査方法等の案について掲載しておりますので、必ずご確認ください。

【参 考】 審査方法等の案について

(審査方法の公表については、8月22日を予定しています。)

1 審査について

(1) 審査

保育所等整備事業者の選定に当たっては、提出のあった「整備計画書」及びそれに関する添付書類をもとに、以下の項目について、旭川市子ども・子育て審議会児童福祉施設等整備部会において審査を行う。

●審査基準の項目及び配点(案)

①定員増計画 18点/105点

②年齢構成 18点/105点

③施設の老朽度 15点/105点

及び整備区分

④計画施設のプラン 44点/105点

⑤資金計画 10点/105点

以上①～⑤を予定

(2) 予算措置 (1)での審査結果を基にして、旭川市が決定する。

(3) 審査についての留意事項

ア 旭川市の既存施設及び既存事業の状況を鑑み、以下に該当する整備計画が優先的になるように審査基準を設けることを予定しています。

(ア) 定員増数が多い整備計画

(イ) 0歳児、1歳児の受入れに積極的な整備計画

(ウ) 老朽化の著しい施設の全面的な増改築整備及び建築年数の浅い施設の増築又は分園整備

(エ) 一時預かり事業(一般型)及び特別支援保育事業の両方、又はそのいずれかの事業の実施を行う整備計画

(オ) 放課後児童クラブを施設に併設させる計画

以上